

(案)

平成 20 年 8 月 4 日

大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奥林 康司

意 見 書

公立大学法人大阪府立大学の平成 19 年度財務諸表及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）第 34 条第 3 項及び法第 40 条第 5 項の規定に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 法第 34 条第 1 項に規定する財務諸表の承認について、意見はありません。
- 2 法第 40 条第 3 項に規定する利益処分の承認について、意見はありません。

以上